

令和3年度 自然エネルギー地域発電推進事業募集要領(第2次募集)

長野県環境政策課ゼロカーボン推進室

1 趣旨

「長野県気候危機突破方針」に掲げる 2050 ゼロカーボンの実現に向けて、地域の自然エネルギー活用の普及・拡大を促進するため、市町村や地域のNPO、中小企業等が行う自然エネルギー発電事業に対する収益納付型補助事業※を実施します。

※本事業は自然エネルギー発電施設の設置に係る初期投資の負担に対する支援を目的としており、売電開始後の一定期間、収益の一部を県に納付していただくものです。

2 第2次募集 募集期間

令和3年7月7日(水) ～ 令和3年8月6日(金) 午後5時(必着)

3 補助対象者

市町村、民間事業者(民間企業等、NPO等、地域協議会など)

※民間事業者は、次の条件を満たすものとします。

なお、個人又は宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団若しくは暴力団の実質支配の下にある法人等は対象となりません。

(1) 民間企業等： 長野県内に主たる事務所を有し、次の要件を満たす者

区分	民間企業等の要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が50人以下の法人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人

※県内の主体の出資割合が過半であることが必要です。

(2) NPO等： 県内の特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び法人格を有しない非営利団体(本事業の補助金交付申請時までには法人格を取得することが見込まれるものに限る。)

(3) 地域協議会： 県内の住民、NPO等、民間事業者、大学又は行政機関等で構成される協議会であって、別に定めるもの(県庁ゼロカーボン推進室にご確認ください。)

(4) その他知事が特に認める法人

4 補助対象事業及び経費

対象となる事業、経費及び補助率等は、以下のとおりです。

(1) 補助対象事業

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条の規定による認定を受け、又は受けることが見込まれる施設の設置に必要な、市町村または民間事業者が行うソフト事業及び民間事業者（法人格を有する者に限る。）が地域金融機関等から融資を受け行うハード事業

※ ハード事業は第三者のデューデリジェンス（収益性や事業リスク等の評価）を経て行うものに限る。（ただし、太陽光発電事業についてはこの限りでない。）

※ ソフト事業であっても早期に県内金融機関との連携に努めること。

(2) 補助対象経費及び補助率

経 費	補助率	補助金額
1 ソフト事業 太陽光発電事業を除く自然エネルギー発電事業に係る調査、計画作成、設計及びデューデリジェンスに要する費用で、本表3に掲げる経費を控除したもの	3分の2以内	700万円
2 ハード事業 自然エネルギー発電事業に係る発電設備導入に要する費用で、本表3に掲げる経費を控除したもの ※太陽光発電は、特色ある事業に限る	太陽光発電※ 4分の1以内	1,500万円
	小水力発電 10分の4以内	12,000万円
	バイオマス発電等 10分の3以内	9,000万円
3 補助対象としない経費 (1) 団体の運営費、人件費及び施設の維持管理経費 (2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用 (3) 食糧費 (4) 損失補填的な経費 (5) 過剰施設、将来施設、兼用施設、予備施設及び撤去に係る経費 (6) その他知事が不相当と認める経費		

※なお、前年度以前からの継続事業の補助額を算定する場合には、補助を受けた初年度の算定方法及び単価を適用する。

(3) 利益等排除

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条で定義する親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達等を受ける場合並びに自社製品を調達する場合は、当該調達等に係る経費の全部又は一部を知事が不相当と認める経費として次の基準により補助対象経費から除外（利益等排除）します。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記（2）を除く）

2 利益等排除の方法

- (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることがわかる資料を提出していただきます。

5 令和3年度予算額

180,000千円

（ただし、第1次募集における応募案件を優先して採択する予定です。）

6 補助対象とならない事業

- (1) 県又は市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国が支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (3) 国又は県が出資する公益財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (4) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- (5) 宗教的活動に関する事業
- (6) 政治的活動に関する事業
- (7) 公序良俗に反する事業
- (8) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

7 交付の条件等

- (1) 本事業の成果を基に発電施設等を整備し発電を行う場合は、全量売電により収入を得ることとし、当該収入の一部を地域や住民その他公共的利益のために還元すること。
- (2) 発電開始に至った段階で売電収入が生じた場合は、知事が別に定めるところにより、原則として収入を得た年度の翌年度から毎年度、売電により得た収入の一部を県に納付すること。この場合の県に納付すべき金額の総額は、交付した補助金に相当する金額を限度とすること。
- (3) 太陽光発電事業については、特色ある事業に限るものとし、野立てで行う場合は発電設備等を設置する場所を管轄する市町村長の意見書を付すことを条件とする。
- (4) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (5) 入札、見積又は請求による契約額の確定に基づく減額の変更にあつては、速やかに知事に届け出ること。
- (6) ハード事業の着手が当初計画時よりも著しく遅延する場合は、速やかに知事に申請し承認を得るものとする。なお、知事は、合理的な理由がないと判断した場合は、交付の取消等を行うことができるものとする。
- (7) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (8) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、原則として競争入札によること。

8 選定方法

- ・ 知事が選定する者で構成する選定委員会の意見を聞いた上で、採択事業を決定します。
- ・ 選定委員の構成：行政関係者、学識経験者、その他知事が指定した者

9 選定基準

- (1) 事業実施主体の適格性について
 - ア 実施体制の適格性
 - (ア) 県内に主たる事務所を有しているか
 - (イ) 組織の財政基盤は安定しているか
 - (ウ) 運営の公開性、透明性は高いか
 - (エ) 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているか
 - イ 取組の推進体制の妥当性
主たる責任者に管理能力があり、発電事業に関連する他の主体との調整及び連携を行う体制が構築されており、又は構築することが確実と認められるか
- (2) 事業内容及び実施方法について
 - ア 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
 - (ア) 現状の課題等を的確に把握し、事業の目的・趣旨と合致している提案内容であるか（事業実施計画に係る関係法令の許認可等を得ることが確実と見込まれるか、事業実

施計画が良好な自然環境の形成に悪影響を及ぼすものでないかを含む。)

- (イ) 目的達成のための具体的な事業実施内容となっているか(地域金融機関等からの融資を受ける事業であるか、地域に賦存する資源を効率的に利用し売電収入を還元する取組等により、地域の活性化に好影響を及ぼすことが期待されるかを含む。)

イ 実施方法の効率性

- (ア) 事業実施スケジュールに無理がないか
 (イ) 速やかに発電事業を開始できるものになっているか

ウ 経費配分の適切性

- (ア) 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか
 (イ) 最小の経費で、最大の効果を狙っているか

エ 権利関係の適切性

- (ア) 事業を行う土地等の権利取得等が適切に行われているか
 (イ) 分譲による土地の取得等又は住宅等の屋根借りにより発電事業を行う場合は、事業の持続可能性や出資者・利用者保護等が担保されているか

(3) 事業の効果について

ア 成果目標

- (ア) 発電事業の持続性及び継続性が確実と見込まれるか
 (イ) 事業内容及び実施方法から判断して、目標は実現可能か

イ その他の効果

- 他団体の模範となるような波及効果が期待できるか
 (イ) その他、知事が必要と認める基準を満たしているか

10 提出書類

下表に掲げる書類を正本1部、副本2部提出してください。

(市町村が申請者の場合は正副各1部)

区 分	ソフト事業		ハード事業
	市町村	民間事業者	
(1) 計画承認申請書(様式第1号)	○	○	○
(2) 事業計画書(様式第2号)	○	○	○
(3) 事業計画図(位置図、見取図、設計図、売電計画等)	○	○	○
(4) 団体規約(定款)	—	○	○
(5) 直近2期分の確定申告書(法人税又は所得税)の写し、決算書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれに準ずる書類)。ただし、資産の流動化に関する法律に基づく特別目的会社、又はその他の特別目的会社の場合は、主たる出資者等の分も併せて提出	—	○	○
(6) 直近の県税(事業税、県民税等)の納税証明書	—	○	○

(7) 金融機関からの借入れにより資金調達する場合は、その協議状況や担保・保証の内容が分かる資料（書式任意）	—	○	○
(8) 経済産業省の事業計画の認定通知（認定を受けている場合）	—	—	○
(9) 商業・法人登記簿謄本（法人の場合）	—	○	○
(10) 事業を行う土地等の利用に関する書類 ① 土地等を所有している場合は、登記簿謄本、又は売買契約書の写し ② 土地等を賃借、又は地上権設定を受けている場合は、賃貸借契約書、又は地上権設定契約書の写し ③ ①又は②以外の場合は、土地等の利用に関する地権者等の合意を示す書類（任意様式）	—	—	○
(11) キャッシュフローを裏付ける資料（任意様式）	—	—	○
(12) デューデリジェンスの内容が分かる書類（任意様式）	—	—	○
(13) 上記以外の金融機関への融資申込みの際の必要書類	—	—	○
(14) 補助金申請内訳書（様式第4号） ※事業予定期間が複数年度にわたる場合	※	※	※
(15) その他補足資料 事業の内容のわかる設計書、カタログ、写真、事業費に係る参考見積書、自然エネルギー推進の取組みのわかる資料、並びにその他知事が必要と認める書類	○	○	○
【令和3年度から追加していますので注意してください】 (16) 事業活動温暖化対策計画等※（写し） ※ 長野県地球温暖化対策条例の規定による事業活動温暖化対策計画（または計画に対する実施状況等）	○	○※	○※

※やむを得ない理由により計画を作成できない場合は、あらかじめ下記問い合わせ先に相談してください。

様式は、下記の県ホームページからダウンロードできます。

11 応募方法等

応募書類の提出先は以下のとおりです。（持参又は郵送）

- ① 申請者が市町村の場合 管轄する地域振興局（環境担当課）
- ② 申請者が民間事業者の場合 申請しようとする事業の実施場所が所在する市町村役場の再生可能エネルギー推進策担当課

（留意事項）

- ・書類を持参いただく場合は、事前に提出先にご連絡をお願いします。
- ・郵送により書類を提出する場合は、必ず募集期間内に書類が到着するように発送してください。（期限を過ぎた後に到着した申請書は受理できません。）
- ・書類の紛失等を防ぐため、封筒に「自然エネルギー地域発電推進事業計画承認申請書 在中」と記載してください。

12 補助金の交付手続き

- ・対象事業として決定した場合は、改めて交付申請等の手続きをしていただきます。
- ・事業終了後は速やかに実績報告書を提出する必要があります。
- ・事業の確認調査を行いますので、事業に要した経費については、収入及び支出を記した帳簿等経理状況を明確にした関係書類を整えていただく必要があります。

13 評価及び公表

事業終了後に、事業の自己評価をしていただきます。評価の内容は各事業主体において公表に努めていただくほか、県のホームページでも公表します。

14 その他

この要領のほか、申請等に当たっては自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付要綱及び同要領を必ず確認してください。

【問い合わせ先】

長野県環境政策課ゼロカーボン推進室 再生可能エネルギー係

電話 026-235-7179 (直通)

ファクシミリ 026-235-7491

メール sai-ene@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/kurashi/ondanka/shizen/tiikihatuden-suishin.html>